

鳥羽商船高等専門学校と KDDI 総合研究所、及び KDDI 株式会社との  
包括的連携に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と株式会社 KDDI 総合研究所（以下「乙」という。）及び KDDI 株式会社（以下「丙」という。）は、甲乙丙間の包括的連携に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙、及び丙の間の包括的連携のもと、三者の人的・知的資源の活用を図りながら地域が抱える諸課題に対応し、地域の発展と教育研究活動の推進等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について協力する。

- （1）5G 基地局の設置と他教育機関との連携に関する事項
- （2）先端技術の地域活用についての共同研究に関する事項
- （3）Soceity5.0 のイノベーション人財および起業家人財の育成に関する事項
- （4）その他三者の協議により取り組むべきと合意した事項

2 丙は本条に定める事項の一部を、甲と乙との協議により丙の関係会社を実施させることができる。

（個別の協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に掲げる事項の事業を実施する場合は、具体的な連携の内容及び実施方法（費用負担等を含む。）に関して協議し、書面による合意のうえ、別途定めるものとする。

（秘密保持義務）

第4条 甲、乙及び丙（以下本条において「受領者」という）は、本協定の履行に際して、相手方（以下本条において「開示者」という。）から「秘密情報」として提供を受けた情報について秘密を厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者（丙については、第2条第2項に定める丙の関係会社を除く。）に対してもこれを開示、漏洩してはならない。但し、事前に開示者の書面等による承諾を得た場合又は法令により開示を義務付けられた場合は、この限りでない。

- 2 前項の「秘密情報」には、以下の各号に該当する情報は含まれないものとする。
  - （1）開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの。
  - （2）開示の時点で、受領者が既に保有していたもの。

- （3）開示者から開示された秘密情報によらず、受領者が独自に開発したもの。
- （4）受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
- （5）受領後5年間を経過したもの。

- 3 受領者は、受領者の役職員（いずれも退職者を含む。）に対し、第1項の秘密保持義務を遵守させるものとし、これに違反したときは、受領者が違反したもののみならず。
- 4 本条の規定は、本協定終了後も、なお3年間適用するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年11月16日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲と乙、及び丙のいずれからも書面による別段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し等）

第6条 甲又は乙は、本協定内容の見直し（疑義等を生じた事項についての協議及び定めのない事項の追加の協議を含む）を、都度申し出ることができ、協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第7条 本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ1通を所持するものとする。

令和2年11月17日

甲 三重県鳥羽市池上町1-1

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校  
校長 林 祐司

林 祐司

乙 埼玉県ふじみ野市大原二丁目1番15号

株式会社 KDDI 総合研究所  
代表取締役所長 中村 元

中村 元

丙 東京都千代田区飯田橋3-10-10

KDDI 株式会社  
理事 経営戦略本部 副本部長 松野 茂樹

松野 茂樹